

議案第4号

飯能市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号アイを削り、同号アリ中「特定職に引き続き」を「引き続いで任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中リをイとし、リをリとする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

飯能市長 新井重治

飯能市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)～(2) 省略	(1)～(2) 省略
(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員	(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
イ その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び <u>引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u> に採用されないことが明らかでない非常勤職員	イ 任命権者と同じくする職(以下「 <u>特定職</u> 」という。)に引き続き在職した期間が1年以上ある非常勤職員
ウ 省略	ウ 省略
エ～ウ 省略	エ～ウ 省略
(部分休業をすることができない職員)	(部分休業をすることができない職員)

<p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p>	<p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p>
<p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p>	<p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員</u></p>
<p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p>	
<p>第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようしなければならない。</p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p>	
<p>第24条 任命権者は、育児休業の承認の</p>	

請求が円滑に行われるようにするため、
次に掲げる措置を講じなければならな
い。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修
の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の
整備に関する措置